滑川市告示第59号

滑川市隣地統合支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年9月30日

滑川市長 水 野 達 夫

滑川市隣地統合支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、滑川市隣地統合支援補助金の交付に関し必要な事項を定めることにより、空き家が存する隣地の統合を促し、もってその空き家の適正管理、利活用又は除却を促進することにより、住宅密集地における管理されない空き家の解消を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第 2条第1項に定める建築物をいう。ただし、補助対象者が所有するものを除く。
 - (2) 隣地 補助対象者の所有する土地に接続する土地をいう。
 - (3) 隣地統合 隣地を当該隣地に存する空き家を含めて取得し、又は隣地に存する 空き家の所有者が当該空き家を除却することを前提に隣地を取得し、一敷地として利用することをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、次の各号のすべてに該当する個人又は法人とする。
 - (1) 隣地統合後の所有者又はその委任を受けた者であること。
 - (2) 滑川市税等を滞納していないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)と認められる者に該当しないこと。

(隣地統合の要件)

第4条 補助の対象となる隣地統合は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 隣地統合する土地が、別図に定める区域内に存すること。ただし、明らかに住宅密集地と認められない場合を除く。
- (2) 申請時点において、隣地統合する前の土地が、それぞれ異なる個人又は法人が 所有するものであること。
- (3) 相続や親族からの贈与等による隣地統合でないこと。
- (4) 隣地に存する空き家を隣地統合後、1年以内に適正管理、利活用又は除却(以下、「適正管理等」という。) することが見込まれること。

(補助対象経費)

- 第5条 補助の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費の合計額とする。
 - (1) 測量費用
 - (2) 登記費用
 - (3) 不動産取得に係る仲介手数料
 - (4) 隣地統合後に一敷地として利用するために必要な門塀等の工作物(立木、生垣等を含む。)の撤去に係る処分費用及び収集運搬費用
 - (5) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、上限は50万円とする。
- 2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、滑川市隣地 統合支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し なければならない。
 - (1) 申請者の土地の所在地、位置関係、所有権等が分かる書類(位置図、現況写真 、公図、登記事項証明書等)
 - (2) 隣地及び隣地に存する空き家の所在地、位置関係、所有権等が分かる書類(位置図、現況写真、公図、登記事項証明書等)
 - (3) 補助対象経費及びその明細が分かる見積書の写し等
 - (4) 滑川市隣地統合支援補助金に係る誓約書兼同意書(様式第2号)

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、当該申請に係る書類の審査 及び必要な調査を行い、補助金の交付が適当であると認めたときは滑川市隣地統合 支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により、不適当と認めたときは、滑川市 隣地統合支援補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するもの とする。

(実績報告書等の提出)

- 第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業が 完了したときは、速やかに滑川市隣地統合支援補助金実績報告書(様式第5号)に 次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 隣地を取得したことを証する書類(登記事項証明書等)
 - (2) 隣地に存する空き家を取得した場合は、それを証する書類(登記事項証明書等)
 - (3) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し(契約書、明細書、請求書、領収書 の写し等)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付決定者は、隣地に存する空き家を適正管理等した場合は、速やかに滑川市隣 地統合支援補助金空き家適正管理・利活用・除却状況報告書(様式第6号。以下「 適正管理等状況報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければ ならない。
 - (1) 現況写真
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、滑川市隣地統合支援補助金確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(適正管理等の状況確認)

第11条 市長は、第9条第2項の適正管理等状況報告書の提出を受けたときは、その

内容を確認し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(補助金交付決定の取消し)

- 第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助 金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。
 - (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
 - (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該 取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し 、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。